

令和7年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 経済建設分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年3月13日（木） 午前11時09分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第6号 令和7年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（6名）

1番	三田敏秋君	2番	姫路敏君
3番	佐藤憲昭君	4番	富樫光七君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 7 分科会委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

副市長	大滝敏文君
政策監	須賀光利君
建設課長	須貝民雄君
同課整備室長	小田康隆君
同課整備室副参事	伊藤勝志君
同課管理室長	東海林肇君
同課管理室係長	本間友紀君
同課日沿道対策室長	中川博之君
同課日沿道対策室副参事	船山ケイ子君
都市計画課長	大西敏君
同課参事	小野道康君
同課建築住宅室長	小田雄介君
同課建築住宅室副参事	榎本治美君
同課駅周辺未来創造室係長	渡辺真吾君
上下水道課長	稲垣秀和君
同課経営企画室長	林奈美君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	中嶋琢也君
朝日支所産業建設課長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	森山治人君
- 9 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	中山航

（午前11時09分）
分科会長（河村幸雄君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第38号及び議第6号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課分について審査した後、議第38号及び議第6号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

（説明）

建設 課長 それでは、議件書の10ページ、11ページを御覧ください。15款1項3目1節の災害復旧費負担金の補正は、令和6年9月20日から的大雨による災害復旧事業で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害査定を受け、国庫負担対象額が決定したため、決定額を除き不用となる部分を減額するものです。なお、この負担法対象工事につきましては、令和7年度に繰り越して工事を行うこととしており、負担金の一部は令和7年度に請求することとしております。次に、2項5目1節の道路橋りょう費補助金補正は、令和6年12月17日に成立した国の補正予算による道路メンテナンス事業費補助金の追加補正の配分額を増額するものです。

第16款 県支出金

（説明）

建設 課長 次に、16款1項3目1節の農業費負担金の補正は、神林地域の牛屋の一部調査区の地籍調査の要望額に対し、減額での割当て内示があり、交付決定したことから減額するものです。次に、12、13ページになります。2項4目1節農業費補助金の5、地籍調査事業費交付金の補正は、朝日地域の板屋越の一部調査区の地籍調査の要望額に対し減額での割当て内示があり、交付決定したことから減額するものです。

歳入

第15款 国庫支出金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第16款 県支出金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第4款 衛生費

（説明）

上下水道課長 それでは、予算書の16ページ、17ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金について、説明欄1、上水道事業会計繰出金につつま

しては、上水道事業会計の補正予算の際に御説明したとおり、能登半島地震における災害救助負担金に関わる繰出金を追加するものでございます。

第6款 農林水産業費

(説明)

建設 課長 次に、18ページ、19ページを御覧ください。6款1項5目農地費の3、地籍調査経費の補正は、国・県からの地籍調査事業費負担金が要望価格に対し減額で交付決定されたため、令和6年度の実施予定であった事業量を調整し、測量設計等委託料は予定していた作業工程の調査面積の縮小や作業工程の調整による減額となります。その他の科目については、精算見込みによる不用額を減額するものです。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長 次に、8款2項2目道路維持費の1、道路対策事業経費の補正は、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料では、橋梁点検や橋りょう長寿命化計画策定の事業費確定に伴う減額となります。工事委託料は、市道藤沢停車場線桃崎人道橋補修工事委託料の額確定に伴う減額です。次に、20ページ、21ページの上段になりますが、機械器具借上料、山北中浜地内に市道で河川横断部のコルゲートパイプ上部を車両が通過した際の荷重を軽減するために仮設資材の設置を計画しましたが、パイプの調査点検を行った結果、安全が確認できたため、仮設資材の借り上げが不要となり、減額するものです。工事請負費は、国の補正予算による道路メンテナンス事業費補助金の追加補正を受け、19橋の橋梁修繕の工事請負費を増額するものです。次に、3目道路新設改良費の1、市道整備事業経費の補正につきましては、令和6年第4回定例会の一般会計補正予算（第14号）で議決をいただいた市道下相川日下4号線樋門予備設計等業務委託料の前金払い分に当たる測量設計等委託料420万円について受注者が決定し、前払い金は請求しないとする確認書の提出があったため、支出しないことになったことによる減額と、市道松喜和11号線道路改良事業用地の年度内取得が見込めないため、関係する測量設計等委託料と土地購入費を減額するものです。工事請負費は、府屋勝木線道路改良事業の交付金の事業調整のため、道路改良工事を行いたいことから増額するものです。補償金は、朝日まほろば線の支障移転に関する関係機関協議が調い、電力通信線の補償を行いたいことから増額するものです。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 次に、22、23ページになります。11款2項1目公共土木施設災害復旧費の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費の補正は、測量調査と業務委託が完了したため、不用額を減額するものです。2、公共土木施設災害復旧費の補正は、道路・河川等の公共土木施設における令和6年9月20日からの大雨による被災箇所の復旧工事が進捗し、事業費精算見込みにより不用額を減額するものです。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説明)

建設 課長 それでは、第2表の繰越明許費の補正になります。議件事の4ページになります。第2表、繰越明許費の補正についてですが、8款2項の道路対策事業経費は、測量設計等委託料1業務、21橋の橋梁修繕の工事請負費、ほかに土地購入費1件を繰り越すものです。委託料は、橋梁点検業務で点検要領の改定がありまして、調書様式の変更があり、年度内での完了が見込めないため繰越しするものです。工事請負費は、国の補正、追加補正により、19橋の橋梁修繕と既決予算で発注いたしました橋梁2橋の修繕工事について、工法検討や河川占用協議に日数を要したため繰越しをするものです。土地購入費は、村上地内になりますが、土地所有者との交渉中であり、繰越しをするものです。次に、除雪対策経費は、測量設計等委託料1業務、土地購入費1件、補償費1件、工事請負費4件を繰越しするものです。委託料、土地購入費補償費は、高根地区消雪用河川取水施設整備事業で、取水施設構造物の河川占用協議に日数を要したことから繰越しするものです。工事請負費は、消雪施設更新工事において、制御盤など工事用資材の納入に日数を要したことや交付金の事業の事業調整のため繰越しするものです。次に、市道整備事業経費は、測量設計等委託料1業務、工事請負費3件、補償費1件を繰越しするものです。委託料は、下相川川下4号線橋梁修正設計業務委託料で、河川占用協議に時間を要したことから繰越しするものです。工事請負費は、府屋勝木線道路改良事業で、日沿道事業の工事用車両の通行があり、交通規制方法の協議や施工計画の見直しに日数を要したため繰越しするものです。補償費は、朝日まほろば線道路改良事業で支障となった電柱の移設場所などの関係機関協議に日数を要したため繰越しするものです。次に、8款4項河川整備促進経費は、平林地内滝矢川改修事業で、家屋調査の実施や工事ヤードの借地協議などに日数を要したことから、工事請負費1件を繰越しするものです。

上下水道課長 それでは、第8款土木費、第7項下水道費の下水道事業会計繰出金につきましては、泉町ポンプ場における機器設備更新工事の財源として、緊急自然災害防止対策事業債の活用を予定しておりますが、機器の製作に必要な資材の調達などに不測の日数を要することから、令和7年度への工事の繰越しに伴い、一般会計繰出金の財源繰越しを行うものであります。

都市計画課長 その下になります。8款8項住宅費、住宅対策経費につきましては、市営中川原住宅建替工事实施設計業務委託において、関連する他の業務委託の進捗状況により期間を要することとなったことから繰越しを行うものであります。

建設 課長 次に、11款2項、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費は、高根地区浸水対策事業の樋門予備設計ほか業務委託料で、河川占用協議に日数を要したことから繰越しするものです。次に、公共土木施設災害復旧費は、測量設計等委託料1業務、工事請負費3件を繰越しするものです。委託料は、昨年9月20日からの大雨に伴い被災した七湊地内の市道下助湊七湊線の地滑り調査解析業務委託で、能登半島地震の影響でボーリング機械や労力が不足し、ボーリング調査着手までに期間を要したため繰越しをするものです。工事請負費は、高根地内の市道鈴滝線路肩復旧工事でL型擁壁の製作に日数を要することや降雪により施工が困難であること、それとあと三面地内の市道三面2号線、山北の荒川地内の市道カリヤス線の道路災害復旧工事で、主たる工種が土工事になりますので、工事目的物の品質確保のため、降雪時期を避けて施工する必要があることから繰越しをするものです。以上で終わりです。

歳出

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(質 疑)

姫路 敏 住宅対策経費ということで、5,582万9,000円ということですが、中川原住宅ということで、建て替えのいわゆる進捗状況をちょっともう一回聞きたいのですが、建て替える世帯というのは何世帯ですか。ごめんなさい、もう一回教えてもらえますか。

都市計画課長 新たに建てられる中川原住宅につきましては、38世帯分を計画しております。

姫路 敏 38世帯中、決まっているのは、入る、入居が決まっている方々というのは何世帯ございますか。

建築住宅室長 今中川原住宅、現在お住まいの方については、そのまま建て替えが終わったら住んでいただくという形で、38世帯にはちょっと下回るような数字でございます。

姫路 敏 ちょっと下回るというのは、34世帯なのか、36世帯なのか、37世帯なのか。中川原住宅にお住まいの方々は優先されるでしょうけれども、そのほかに中川原住宅というものの、今ちょっと一時避難というか、避難ではないけれども、一時違う場所に住まれるとか、隣の希望ヶ丘住宅のほうに行ったりという方々も恐らくいらっしゃると思うのですが、それら全部含めて何世帯が確定されているのか教えてください。

建築住宅室長 すみません。現在27世帯の方が確定されております。

姫路 敏 ということになると、あと11世帯は求めるわけですか。どういうふうに求めていくのですか。

都市計画課長 新たに住まわれる方につきましては、ほかの住宅と同じようにまた募集をかけて、その中のその方の状況を精査していった中で入居者を決めていきます。ただ、今住んでいる方には優先的に権利がございますので、それ以外の空いている部分ということになります。

姫路 敏 建物の形態からいうと3階建てですか。3階建ての1階部分は、いわゆるお店とかそんなものを考えている、何に使うのか分からないですけれども。2階から使うのに当たって、今までにないすばらしい住宅になるわけです。何がすばらしいかとい

うと、エレベーターつき。エレベーターつきの公営住宅なんて村上市どこ探してもないわけだ。ということになると、殺到すると思います、恐らく公営住宅で。そんなときに全体的に公募していく中で、例えば、例えばの話です。南団地住宅とかでお住まい、そういうところにお住まいの方々と、足が悪くて、3階なのだけれどもやっと上がっているみたいな人も結構いらっしゃるのを御存じだと思うのですが、やっぱり私はそういうような方々に対しての提供というか、そのほうが、若い夫婦で、ぱりぱりで足も腰もいい人がそこに住まわれる。それは、それでもいいのだろうけれども、それよりも高齢化になっていけば、何かそういうようなちょっと条件というか、ものをつけてやらないと困るなど、やったほうがいいかなと思うのですが、この辺の考え方ってないのですか。

都市計画課長 まず、今38戸の予定をしているところにつきましては、10戸はファミリー用ということで、残りの部分は単身者でもオーケーというような形で考えております。先ほどお話あった足の不自由な方とか、あと収入要件とかいろいろな条件がございますので、その辺を鑑みながら入居者のほうは決定しますが、ただこのたびはエレベーターがついておりますので、足の不自由な方も来ていただいても全く問題ないかなというふうに思っておりますが、現在の考えではファミリー用と一般用というような形の分けはしております。ただ、今何世帯を、タイプとしてはそういうようなつくりになっていますが、何世帯をファミリー用にするかということころまでは、今までこれから検討いたします。そのような状況です。

姫路 敏 ファミリー用というのは10世帯なのでしょう、これから何世帯にするかではなくて。10世帯で、それで単身用というのは1人ではないのでしょうか。何人ぐらいのものだね。

都市計画課長 おおむね御夫婦等が住まわれるぐらいのレベルで、少し部屋数が1部屋少ないもので、ファミリー用というのは1部屋多く、御家族で住むことができるような形を想定したつくりにしております。

姫路 敏 やっぱりそうすると、前は公営住宅を希望される方という順序待ちぐらいにいっぱいあったわけです。恐らく今そうではないと思うのです。恐らく。そうすると、今公営住宅に住まれている人を優先に、どうですかということで御案内したほうが、要するに収入面で容易でないような方々が今現状入っているわけです。それで、高齢者世帯もあります。そうやって考えてみると、まず今公営住宅に住まれている方々にお話を申し上げるほうを優先したほうがいいと思うのです。それで、そこ空けば、そこに新しくはないですけども、空けば何かで希望される方はそちらのほうに入ってもらえれば、そういう形というのはできないのですか。考えられないですか、全く。

建築住宅室長 今委員おっしゃったような意見もお一つでしょうし、あと都市計画課の中で市営住宅の入居者選考委員会という委員会組織がございます。また、そういった中で会議を開催して、どういった方を優先して入居させたほうがよいか、そちらで議論していただいて、そちらのほうで御意見いただこうかとは考えております。以上です。

姫路 敏 もう一つ、前回たしか聞いたときに、中川原住宅のほうでも滞納されている方がお一方いらっしゃるというのもちょうと聞いております。どなたか分かりませんけれども。中川原のほうのきれいになったところに、その滞納されている方もカウントされているのですか、入るということ。

都市計画課長 今現在はカウントされておりますが、前回そのようなお話がありましたので、その

件につきましても検討したいと考えております。

姫路 敏 大変申し訳ないですけれども、滞納がやっぱりみんな済むような状態にさせていただくように促していかないと、やっぱり皆さんその辺は平等だと思うので、何を私言いたいかというと、非常に立派な公営住宅になる、今までにないものが出来上がりますから、びっくりどんです、そこに。そこで、やっぱり羨ましがられると思います、逆に言えば。そういうほかの方々から見れば。だから、そういうことも何か念頭に入れば、やっぱり人選にはしっかりともう少し条件を整えてやらないと、後で市民からの何かしらのクレームにつながらないように考えていただきたいなど。生活弱者を少しやっぱり優遇してもらえような体制というか、条件を整えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

都市計画課長 今おっしゃられたような形で検討したいと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第38号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第4	議第6号 令和7年度村上市一般会計予算のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
------	--

歳入

第14款 使用料及び手数料

(説明)

建設 課長 それでは、予算書の25、26ページをお開きください。14款1項7目1節道路使用料の2、道路占用料は、電力やN T Tの電柱、ガス管などの道路占用料を計上いたしました。ほか、7目土木使用料の建設課所管については、記載のとおりになります。

都市計画課長 続きまして、同じく第3節都市計画使用料につきましては、少額であり、省略させていただきます。続いて、第4節住宅使用料につきましては、現年度及び滞納繰越分の市営住宅使用料と駐車場使用料であります。

建設 課長 次に、27、28ページの2項6目1節土木手数料は費目計上であります。

都市計画課長 続きまして、第2節都市計画手数料につきましても、少額であり、省略をさせていただきます。

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 次が29、30ページになります。15款 1 項 3 目災害復旧費国庫負担金は費目計上になります。続いて、31、32ページをお開きください。2 項 5 目 1 節道路橋りょう費補助金の 1、社会資本整備総合交付金は、除雪機械購入費、除排雪委託料、消雪施設更新工事や市道府屋勝木線、市道朝日まほろば線、市道下相川日下 4 号線及び市道運動公園線の整備事業に対する交付金として、事業費 4 億510万9,000円に対する国費相当額を計上いたしました。国費率は、除雪機械購入と除排雪委託料は対象事業費の 3 分の 2、消雪施設更新工事は対象事業費の0.6、道路改良事業は対象事業費の0.54となります。次に2、道路メンテナンス事業費補助金は、市道橋やトンネルなどの点検や修繕に対する補助金として、事業費 2 億2,814万3,000円に対する国費相当額を計上しました。国費率は、対象事業費の0.594であります。

都市計画課長 その下になります。2 項 5 目 1 節道路橋りょう費補助金のうち説明欄 3、社会資本整備総合交付金の都市計画課分につきましては、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備事業に対する交付金であります。次に、2 節都市計画費補助金、説明欄の 2、社会資本整備総合交付金につきましては、街なみ環境整備事業として歴史的風致形成建造物保存事業、建造物外観修景事業、宅地耐震化推進事業として大規模盛土造成地二次スクリーニング安定性確認調査、村上駅周辺まちづくり事業として市道番丁 4 号線ほか道路新設工事などに対する交付金であります。説明欄の 3、先導的官民連携支援事業補助金につきましては、村上駅周辺まちづくりの PPP 検討に向けた事業化検討調査業務に対する補助金であります。次、説明欄の 4、集約都市形成支援事業費補助金につきましては、立地適正化計画策定事業に対する交付金であります。次に、第 3 節住宅費補助金、説明欄の 1 の社会資本整備総合交付金につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業、市営中川原住宅建替工事に伴う入居者移転補償料補助に対する交付金であります。

第16款 県支出金

(説 明)

建設 課長 続きまして、33、34ページの中ほどになりますが、16款 1 項 3 目 1 節農業費負担金の 1、地籍調査事業費負担金は、継続になりますが、神林地域牛屋の一部調査区の測量設計等委託の経費に対する負担金を計上いたしました。負担割合は、国と県合わせて75%になります。次に、35、36ページ、こちらの中ほどになりますが、2 項 4 目 1 節農業費補助金の14、地籍調査事業費交付金は、継続事業の朝日地域板屋越の一部調査区の測量設計等委託の経費に対する負担金を計上いたしました。負担割合は、国・県合わせて75%になります。

都市計画課長 続いて、16款 2 項 5 目土木費県補助金、第 1 節住宅費補助金につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修事業、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助事業、災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業に対する県補助金であります。

建設 課長 次に、37、38ページを御覧ください。3 項 3 目 1 節河川費委託金の 1、二級河川樋門操作委託金は、三面川右岸の鮭産漁協ふ化場付近から羽下ヶ渕集落登り口付近の間で工事が進められている県道村上朝日線の羽下ヶ渕工区の道路改良事業において河川堤防が整備され、それに伴い 2 級河川三面川の河川区域が変更となります。これまでの河川区域は、県道から集落側にある河川、通称みだし川と呼んでおりますが、そちらの敷地を含んでおりましたが、整備後は新たに整備された堤防施設、こ

こちらは県道と兼用になりますが、こちらの施設を含む範囲までが新たな三面川の河川区域となります。そのため、みだし川部分につきましては、三面川の河川区域から除かれることとなり、市が管理することになります。また、みだし川から三面川に合流する2か所に樋門が設置されたため、樋門の操作について県から委託を受け、その委託金を計上いたしました。次の2節港湾費委託金は説明を省略いたします。

都市計画課長 続いて、第3節住宅費委託金の内訳としましては、説明欄の1、県営住宅管理委任交付金は、県営住宅の管理委任に対し、県営住宅の家賃収入の23%が市に交付されるものであります。説明欄の2、県営住宅特別維持管理交付金は、県営住宅の受水槽清掃業務委託料や簡易水道検査手数料の50%が市に交付されるものであります。説明欄の3の県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕費に係る交付金で、風呂設備工事は対象経費の100%、その他修繕工事は対象経費の50%が交付されるものであります。

第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 同じく38ページ、下の17款1項1目財産貸付収入、第1節土地貸付収入のうち説明欄の3、県営住宅敷地貸付収入につきましては、県営住宅4か所の市有地の借地料であります。

第19款 繰入金

(説明)

上下水道課長 すみません、41、42ページを御覧ください。第19款繰入金、第1項2目第1節公営企業会計繰入金について、説明欄1、簡易水道事業会計繰入金及び説明欄2、下水道事業会計繰入金につきましては、いずれも令和6年度の繰入金精算による項目計上であります。

第21款 諸収入

(説明)

都市計画課長 次、43、44ページを御覧ください。21款2項1目第1節市預金利子につきましては、少額であり、省略させていただきます。

建設課長 次に、47、48ページになります。21款6項6目7節土木雑入の建設課所管分については記載のとおりになります。

都市計画課長 続いて、21款6項6目第7節土木雑入のうち説明欄8の借上住宅家賃個人負担金につきましては、民間貸付け住宅への住み替えをした市営中川原住宅入居者の家賃相当分の負担金であります。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。

（午前11時52分）

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。

（午後0時59分）

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

- 姫路 敏 26ページの市営住宅関係なのですけれども、先ほど中川原のほうをちょっと聞きましてけれども、今46万4,000円ということで滞納繰越分とございますが、これは回収の見込み、それだけの人が今いるということなのでしょうけれども、回収的にはどうですか。見込みは立っていますか。
- 都市計画課長 見込みというところまではなかなかちょっと難しいところありますが、滞納者には督促、催告、訪問して、段階的に分割で納めていただくような、そういうような取組はやっておるところなのですけれども、なかなか一気に劇的な改善というのはちょっとなかなか難しいかなというところではありますが、引き続き粘り強くその辺は続けていきたいというふうに考えております。
- 姫路 敏 46万4,000円の金額は、何人で滞納している金額ですか。
- 建築住宅室長 今現在ですが、31人の方が該当です。
- 姫路 敏 31人が滞納しているの。全部で公営住宅の世帯数というのは、全部で何世帯あるのですか。
- 建築住宅室長 市営になりますと140戸になります。
- 姫路 敏 140世帯のうち31世帯が滞納しているというのは、滞納の在り方もいろいろある。ちょっと忘れたとって、一、二か月分たまっている人もいれば、もうマンネリ化されて、もう1年分も2年分もたまっているような人も中にいるなんていうのも話聞きましたけれども、一番多い滞納者の金額というのは幾らですか。
- 建築住宅室長 金額でいいますと82万円ほどでございます。
- 姫路 敏 これは、1人で82万円を滞納しているという考え方でよろしいのですか。
- 建築住宅室長 そのとおりでございます。
- 姫路 敏 これは難しい問題ですね。それ粘り強くなんて言ったらなかなか難しい。これどうやって対応しています、今のところ。
- 建築住宅室長 この方とは分納の誓約を一応交わしておりまして、毎月5,000円ずつではありますけれども、納めていただくようにしております。
- 姫路 敏 毎月5,000円ずつで、1年で6万円ですよ。84万円やろうと思ったら10年以上もかかるわけだ。お幾つの方ですか。
- 建築住宅室長 すみません、今年齢まではちょっと把握はしていなかったのですが、70後半かそのくらいの方だったと思います。
- 姫路 敏 それは亡くなられたら、それでちゃらちゃらぼんですか。どうですか。
- 建築住宅室長 住んでいる方お亡くなりになった場合については、相続人の方に請求するような形になります。
- 姫路 敏 これたしか保証人制度というのはそこに導入されていないですか。そういったために保証人とかそういうの。
- 建築住宅室長 保証人の制度はございます。
- 姫路 敏 そうすると、その保証人の方にも御相談申し上げながら、滞納分についてみれば回収できるようなことというのは可能なのですか。
- 建築住宅室長 もちろん入居されるときに保証人立てていただいております。滞納がたまった場合には、もちろん保証人さんのほうにもお話をさせていただいておりますし、この方につきましては保証人を交えてこういった分納のお話をさせていただいておりますし、なかなか追いつきが足りないというか、5,000円では足りないという方には、例

えばもうちょっと金額を増やしてみてもどうかというような問いかけなり相談なりをさせていただいております。

姫路 敏 個人情報もあるのでなかなか言いにくいところ、言い出せないところもございますでしょうけれども、こういったような形という方の特徴の部分、家賃だけではなくて税金、固定資産税等はないとは思いますが、そういった部分でも滞納というのが大体往々にしてあったりする部分があるのです。そういう部分があると非常にまずいと思うのです。それともう一つは、滞納されている、土地持っている、家持っている。そこで国保もそうだし、固定資産税もそうだし、もう文句なしでしょう、今。文句なしって何を言いたいかというと、文句なしにもう強制執行してまで取ろうとかかるわけだ、行政のそういう姿勢の中では。何回言っても駄目だということになってくると。この場合、今の場合だと、そこまでして人間を放り出すようなことはできないかもしれませんが、ある意味保証人の方とははっきり詰めていってやってもらわないと、平等性がなくなってしまうので、なんだ払わないでも出ていかななくてもいいのか、俺も払わないぜなんていう、まずそんなことになったら、そんなふうに使われても困るし、やっぱり何かちょっと歯止めかけるようなことをしないと、恐らくこういう話というのは、私もちょっと随分何年か空いたものであれですけども、毎年のようにこういう話というのは聞くかと思えますけれども、議員のほうからも。もう本当にその辺しっかりかからないと、1人で84万はあまりにも多過ぎると思います。その辺どうですか。副市長、どうですか。

副市長 担当課長から答弁させます。

都市計画課長 おっしゃるとおりだと思いますので、少しやり方をちょっと県と話ししたりしながら、よい方法を少し考えていきたいと思っています。

姫路 敏 副市長、どうですか。

副市長 課長答弁したとおりです。

姫路 敏 何ですか、その言い方は。あなたの考え方を聞いているのです。課長答弁したとおりではないでしょうか。何ですか。

副市長 課長が答弁したとおり、県と相談して回収できる方法を考えていきたいと思っています。

姫路 敏 そういう答弁の仕方やめてもらいたいと思う。委員長のほうからも指摘してください。副市長の考え方を聞いているわけです。何か面白くないのかも分かりませんが、副市長、どうですか、その辺。委員長、聞いてください。

副市長 今ほど申し上げましたとおり、これは連帯保証人が当然設定されておりますので、連帯保証人とも相談をしながら回収に向けて努力をさせていただきたいと思っています。以上です。

政策監 財政健全化の集中取組期間の中で、住宅使用料の収納率の向上というのも掲げさせていただいておりました。こちら、住宅使用料だけではなくて、一般的な市税ですとか保育料ですとか、そういった上下水道料も含めて全ての収納率を向上させなければいけないと、財政健全化のためには収納率向上させていかなければならないという認識の下に、税務課が今音頭を取りながら各課のノウハウを共有し合って話し合う場というのを設けておまして、ちょっとそういった場でも今のお話も含めて、様々な課に知見を求めながらしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

三田 敏秋 1点お願いします。32ページの社会資本整備総合交付金、都市計のほうから、いよいよ南中央線、用地の交渉大変御苦労さまでございました。問題の解決がなったということで、今年度の進捗状況と、7年度ね。7年度、新年度の進捗、どの程度まで進むのか。あそこ病院もあるので、非常に皆さんが、地域の皆さん待っているで、それと何年後に開通するか、ちょっと計画の段階のことを教えていただければと思います。

都市計画課長 南中央線につきましては、このたび昨年12月に用地の契約をいただきまして、新年度の予算の中では、まだその時点ではちょっとまだ用地が決まらない非常に難しいときだったものですから、一応事業費として600万を要望しております。その使い道としましては、特別会計で用地のほうを購入させていただいたので、それを交付金事業で買戻しをするということと、工事費が若干しか残らないのですけれども、百何十万になるのですけれども、今後の国とのやり取りの中で、まだ交付金のほうが見込めるようであれば事業の進捗に合わせて追加要望等も考えられるかなとは思いますが、新年度予算の中では一応600万での進捗を考えております。今後につきましては、まだちょっと、本当に用地が駄目だったのでこれまであまり進めていなくて、まだ非常に残りがかなりありまして、少なくともちょっと今資料がはっきりしませんが、7年以上はかかるかなという感じがしております。橋があるものですから。橋がなければもっとあれなのですけれども、あとはその進み具合、事業費によって変わってくるかなというふうに思っております。

三田 敏秋 予算が伴うことでありますのであれですけれども、今現存のところも舗装していただいたので、舗装が傷まない程度に早期に開通していただくべくお願いを申し上げます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、115、116ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、第27節繰出金について、一般会計からの繰出金で、説明欄7、簡易水道事業繰出金は、前年度比93.3%、説明欄8、上水道事業会計繰出金につきましては、前年度比85.2%であります。

第6款 農林水産業費

(説明)

建設 課長 次に、137、138ページを御覧ください。6款1項5目農地費の4、地籍調査経費では、神林地区牛屋の一部調査区及び朝日地区板屋越の一部調査区の調査委託のための測量設計等委託料などを計上いたしました。次に、6、地籍調査事業職員人件費は、職員2名分を計上いたしました。

上下水道課長 147、148ページを御覧ください。第4項1目農業集落排水処理施設費、第27節繰出金について、一般会計からの繰出金で、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、前年度比87.7%であります。財政課との協議により資本費平準化債の拡充分の借入れにより繰出金を約8,600万円抑制しております。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長 次に、155、156ページを御覧ください。8款1項1目土木総務費のうち土木総務管理経費は、支出科目は令和6年度と同様ですが、令和6年度の当初予算額より1.37倍ほどとなっております。これは、私道整備補助金について相談を受けている案件、村上地区で2件ありますが、こちらがありましたので必要見込額を計上したことによるものです。次に、5、広域道路整備一般経費については記載のとおりになります。次に、7、土木総務費職員人件費は、職員20名分を計上いたしました。次のページになります。2項1目道路橋りょう総務費の1、道路橋りょう一般管理経費では、光熱水費は道路照明の電気料、施設維持保全業務委託料は日東道地域活性化インターの除雪等の国交省への委託料、測量設計等委託料は、道路台帳の補正業務などの委託料を計上いたしました。次の2、日本海沿岸東北自動車道整備促進事業等経費は、中央要望等の旅費や各種同盟会等の負担金になります。次に、2項2目道路維持費の1、道路維持管理経費では、市道の修繕工事や除草、直営補修などで使用する常温合材や側溝蓋などの工事補修等材料費などの費用を計上いたしました。次のページになります。2、道路対策事業経費では、測量設計等委託料で、市道府屋勝木線土橋橋梁修繕設計や高根地区浸水対策事業詳細設計など8件の委託料を計上いたしました。橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料は、市道橋173橋、跨線橋1橋の法定点検の委託料を計上いたしました。工事請負費は、市道今川7号線今川橋など22橋、トンネル1本の修繕工事や市道区画線の修繕工事などの工事請負費を計上いたしました。土地購入費は、本定例会に上程しております議第18号、小岩内辺地計画の対象事業である小岩内20号線の橋梁1橋の撤去に伴う付け替え道路の土地購入費になります。次に、3、除雪対策経費で、主なものとして設備保守点検委託料、消雪パイプなどの施設点検調整業務などに関する委託料です。除排雪委託料を前年同額で12月の出勤分までの委託料を、支払いに必要な見込額を計上いたしました。除雪管理システム業務委託料は、令和6年度に本格導入しましたGPS端末を使用して作業実績を作成するシステムの運用保守に関する委託料になります。

工事請負費は、市道表新町線ほか消雪施設さく井工事や、市道高根3102号線ほか消雪用河川取水樋門設置工事など5件の工事請負費です。機械器具購入費は、令和6年第4回定例会で財産の取得について議決をいただいた分を含む除雪機械14台と令和7年度の交付金を活用して購入する除雪機械1台の購入費、さらに令和8年にリース期間満了する除雪機械11台の購入費を計上しました。リース満了となる除雪機械の購入については、これまでも購入財源として活用してきた緊急自然災害防止対策事業債の対象事業期間が令和7年度までであることから、令和7年度に予算計上し購入するものです。また、第4回定例会の分科会で、財産購入の際の御質問がありましたリース期間満了車両を購入することについてお話がありましたが、その検討をさせていただきました。検討の結果、リース満了車両の購入価格と令和6年12月に契約締結した新車購入価格のそれぞれの本体価格を比較をさせていただきましたところ、8トンドーザのリース満了車両購入価格は新車購入価格の約69%、中古で69%、8トンローダでは約88%の価格でありました。そして、5年間のリース料を支出したことを考慮すると割高だというふうに感じております。また、リース満了車両購入財源の検討も行いました。その場合、起債を活用する場合がありますが、地方財政法に定める償還年限が耐用年数を超えないようにしなければならないとされております。除雪車両の耐用年数は8年であることから、残された償還期限は3年となります。起債の償還年限は、こちら最短で5年ということでありまして、そのため起債の活用ができない。要は完全に一般財源で購入しなければならないということになりますので、以上のことから緊急自然災害防止対策事業債が7年度までありますので、こちらで新車を購入しようということにいたしました。次に、2項3目道路新設改良費の1、市道整備事業経費で、測量設計等委託料は市道下相川日下4号線道路整備に必要な樋門予備設計、樋門詳細設計、工事積算、施工管理の業務委託料、また議第18号の小岩内辺地計画の対象事業である市道平林小岩内線改良事業の測量設計等委託料など9件の委託料になります。工事請負費は、こちらの市道下相川日下4号線及び市道運動公園線の橋梁の下部工事や道路改良工事など6件の工事請負費になります。土地購入費は、坂町地内国道7号十文字交差点近くの市道下鍛冶屋坂町線道路改良用地取得などの2件の土地購入費になります。次に、工事費負担金についてですが、新潟県が行う1級河川春木山大沢川の災害復旧関連の河川改修工事に伴いまして、架け替えが予定されている市道橋10橋のうち1橋を既設幅員よりも拡幅して改築するために必要な費用を道路管理者である市が負担するものです。この橋梁は、保内小学校に近く、通学路として利用されておりまして、前後に市道幅員に比べ橋梁部の幅員が狭くなっており、片側に0.8メートルの歩道があるのですが、狭いことなどから拡幅して改築するというものになります。県と市の負担の案分については、新旧、現在の橋梁と新しく造る橋梁の有効幅員で案分することとされておりまして、その案分の割合が県が0.738、市が0.262となっております。案分の対象となる費用は、県が算出した総事業費5億4,300万円から拡幅に係のない、及び影響がない工種分、河川測量、旧橋撤去の設計ですとか、そういったものを除いた費用となります。先ほど架け替え10橋というお話をしましたが、この改築する1橋を除いた残り9橋については、拡幅などの改良を行わず架け替えを行うため、改築に要する費用は河川管理者である県が負担をいたします。補償金につきましては、市道下相川日下4号線、市道運動公園線、そして市道朝日まほろば線の整備に伴い支障となる電柱等の移設に関する補償金になります。次に、2、道

路改良事業費職員人件費は、職員7名分を計上いたしました。次に、161から164ページにかけてになりますが、3項1目排水路維持費のうち排水路維持管理経費は、排水路の修繕料及び草刈りやしゅんせつの委託料など、排水路の維持管理に要する経費等、工事請負費で村上地区の山麓排水路、山居飯野排水路、山居3号排水路の防草コンクリートの工事の費用を計上いたしました。次に、4項1目河川総務費の1、河川総務一般経費と2、水辺の楽校経費につきましては記載のとおりになります。次に、4項2目河川改良費の1、急傾斜地崩壊対策経費は、測量設計等委託料、花立地区の地滑り観測業務等、同地区の境界復元測量業務及び宮ノ下地区地滑り対策事業の河川占用協議資料作成業務委託の委託料を計上いたしました。工事請負費は、花立地区地滑り対策として抑え盛土工事の工事請負費のほか、1件の工事請負費を計上いたしました。急傾斜地崩壊対策事業費負担金は、新潟県が事業主体の寝屋地区、立島地区、岩ヶ崎地内宮ノ前地区の3地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る市負担金を計上いたしました。次、2、河川整備促進経費は、測量設計等委託料は、府屋地内工業団地付近の準用河川である恵ビス川において降雨による市道の冠水が頻繁に発生しているため、恵ビス川の排水計画の検討を行う費用を計上いたしました。工事請負費については、平林地内の普通河川滝矢川改修工事の工事請負費を計上しました。滝矢川の改修につきましては、令和6年度内の竣工を目指して事業を進めてまいりましたが、仮設橋の設置、工事用地の借地、家屋調査など本体工事以外の附帯工事などに費用がかかる区間に入っていることや、関係者との協議に時間を要したため、令和7年度内の竣工を目指して引き続き改修工事を行う予定です。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしております。次に、4項3目河川海岸維持費の1、河川維持管理経費は、主なものは施設維持保全業務委託料で、施設の草刈りなどの委託料と工事請負費で、雷地内の2級河川向川の支川に当たる普通河川の堆積土砂撤去工事を計上いたしました。次に、5項1目港湾管理費につきましては、1、港湾一般経費に記載のとおりであります。

都市計画課長

165、166ページを御覧ください。8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費のうち中ほどの施設維持保全業務委託料につきましては、開発緑地の除草業務委託料であります。次の測量設計等委託料につきましては、大規模盛土造成地第2次スクリーニング安定性確認調査料であります。その下、立地適正化計画策定業務委託料は、居住誘導区域と都市機能誘導区域の検討及び住民アンケート等の業務委託料であります。次に、説明欄の2、歴史的風致維持向上計画推進経費のうち下から5つ目、歴史的風致維持向上計画関係業務委託料は、第2期計画の策定経費であります。下から3つ目、歴史的風致形成建造物保存事業補助金は、建物7棟分、その下の建造物外観修景事業補助金は、建物1棟分に対する補助金であります。説明欄の3、村上駅周辺まちづくり事業経費のうち測量設計等委託料につきましては、市道番丁線、番丁1号線の詳細設計業務委託料、その下の村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料につきましては、村上駅周辺まちづくりのPPP検討に向けた事業化検討調査等の業務委託料であります。工事請負費は、市道番丁4号線ほかの道路新設及び舗装工事費であります。土地購入費は、土地取得特別会計土地開発基金償還分とJA厚生連から市道番丁1号線と4号線の土地購入費分であります。説明欄の4、都市計画総務費職員人件費は、都市計画課6人分の職員人件費であります。続いて、8款6項2目街路事業費、説明欄1の都市計画道路整備事業経費は、都市計画道路南中央線道路改良工事の工事請負費及び用地の買戻しに係る

土地購入費であります。続いて、167、168ページを御覧ください。8款6項3目公園費、説明欄の2、都市公園整備経費は、都市公園の遊具などの修繕料及び遊具点検等の委託料であります。

上下水道課長 それでは、169、170ページを御覧ください。第7項1目下水道整備費、第27節繰出金について、一般会計からの繰出金で、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、前年度比87.9%であります。農業集落排水事業と同様に、企業債の借入れにより繰出金を約2億8,600万円抑制しております。

都市計画課長 続いて、その下の8款8項1目住宅管理費を御覧ください。説明欄の1、住宅対策経費のうち上から5つ目の修繕料は、公営住宅の不時修繕費であります。その3つ下、仲介手数料は、市営中川原住宅入居者が住み替える民間賃貸住宅を市で借り上げる際に仲介業者へ支払う手数料であります。その5つ下、住居賃借料は、市営中川原住宅入居者が住み替えた民間賃貸住宅の借上料であります。その3つ下、工事請負費は、新規入居者が入居するための空き家修繕工事等に加え、令和7年度は市営上の山住宅の給水ポンプユニット更新工事を予定しております。その2つ下、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業補助金は、屋根の雪下ろしのときの転落事故を防止するため、命綱固定アンカーなどの安全対策設備の設置工事費用の一部を補助するもので、3棟分を見込んでおります。その下、災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金は、令和4年8.3大雨災害の被災者が住宅の建設、購入、補修を行うための住宅再建資金の借入れに係る利子を補給するものであります。その1つ下、補償金は、市営中川原住宅入居者が他の公営住宅や民間賃貸住宅へ転居する際の移転補償費であります。説明欄の2、耐震改修促進事業経費につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修に対する補助金であります。説明欄の3、住宅管理費職員人件費は、都市計画課5人分の職員人件費であります。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設課長 次に、215、216ページを御覧ください。11款2項1目公共土木施設災害復旧費の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費につきましては、測量設計等委託料は、川部地内普通河川赤坂川と小岩内地内集落の山側に位置する3本の沢の流路の改良復旧を行うための詳細設計などの費用、土地購入費も赤坂川、小岩内地内の流路に係る土地購入費になります。工事請負費は、奥三面ダム（あさひ湖）沿いの市道被災箇所5か所のうち起点側から順次復旧することとしまして、令和7年度は三面小国線2か所の災害復旧工事を行います。また、川部地内の赤坂川上流右岸に堆積している土砂及び倒木の撤去、集積と沢からの流路を新設し下流への流出を防止するための工事の費用を計上いたしました。次に、2、公共土木施設災害復旧費は、測量設計等委託料は、昨年9月20日からの大雨により被災した七湊地内市道下助淵七湊線被災箇所の復旧に向けて、地盤の変動を確認するための地滑り観測業務委託を行います。機械器具借上料も、同路線被災箇所に設置している仮設ガードレールの借上料になります。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

建設課長 それでは、8ページになります。8ページ、第3表、債務負担行為の日東道地域活

性化ＩＣランプ部維持管理業務委託料は、例年同様に神林岩船港インター、村上山辺里インター、朝日三面インターの３か所を国土交通省に維持管理委託するもので、国土交通省における精算の関係上、契約期間が６年度にまたがるため、債務負担行為をお願いするものです。以上になります。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。
（午後 １時４２分）

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。
（午後 １時５３分）

歳出

第４款 衛生費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第６款 農林水産業費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第８款 土木費

（質 疑）

富樫 光七 165ページ、８款６項１目の中の説明欄の３お願いします。駅周辺まちづくり事業経費の中の３番目に村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料2,300万円が計上されていますけれども、これの内容的なものはどのような目的で、どのような内容なののでしょうか、お聞かせください。

都市計画課参事 内容ですけれども、昨年度からやっています官民連携の関係の、官民連携、今回ＰＰＰで検討して進めていくというところの部分で、官民連携の支援業務ということで1,980万ほど見込んでおりますけれども、まずＰＰＰの説明会等しておりますけれども、荒川から山北までという形で、市内の事業者の方に参画を得るために、ブッシュ型でできれば説明会等に行きたいと、進めるとか。あとそれから、議員の方、それから職員の方を対象にそういった勉強会をできればしていきたいなとか、そういったところで、まずは市内の事業者の参画を得るための業務委託のほうに進めていきたいというふうなところがあります。それと、ジャスコ跡地と病院跡地のほうの、今土地のほう、ああいった形で更地で空いておりますので、できれば今後のそういった利活用に資するような社会実験みたいなものをやってきたいなというふうに考えております。そのための支援のための業務委託ということで、その二本立てとっております。

富樫 光七 銀行の待合室の辺りに行きますと、よく村上駅前開発のイメージ、グラフィックとこののですか、ああいう写真のイメージができて、もう時間的にも大分何年もたっているような気がするのですが、それでもまだ何か跡地利活用検討業務委託料みたいな形のものをやっているから、根本的流れ、あそこのものをどういうプロジェクトにするのかという決定するまでの時間的な流れと計画性、たしかアクション

ンプランみたいのあったと思うのですけれども、あの中的位置の今は何合目まで来ているというイメージなのでしょうか。

都市計画課参事 ちょっと何合目というところであれですけれども、まだ先ほど言いましたように、まずは今現在一つ国との協議をまず今進めております。その中で、国の大体の用地の面積等、あとそれと場所をある程度、交渉事ですけれども、決めていって、それで残った土地を交流ゾーンという形で進めていきますけれども、その交流ゾーンの先ほど言いましたようにPPPで進めるため、こういったしつらえで、内容になっていくかということも検討していかないとと思いますけれども、併せて先ほど言いましたような事業者、PPPで進めるための勉強会を併せて二路線で進めていくようなイメージで今現在思っています。

富樫 光七 たしかジャスコ跡地を譲り受けるときの協定書の中の文言の中に、ジャスコは商業的知見でこの開発には協力したいというようなたしか旨の文言があったと思うのですけれども、そういうものをそれこそ利活用するというか、ジャスコのああいう商業的知見をもっと積極的に、無料でというわけではないのでしょうけれども、あの人たちも得して、なおかつ村上市民も、村上駅前の人たちだけでなく、周辺地域の人たちのメリットある形で提案してもらおうとなると、あの人たちは全国あちこちにもうそういう知見があるわけですから、そういうものをもっと利活用させてもらうという方法はできないものなのではないでしょうか。単純に私は疑問なのですけれども。

都市計画課参事 御存じのとおりイオンリテールのほう、土地寄附していただいたとき、12月10日に寄附していただいたときに、併せて連携協定のほうを結ばせていただきました。イオンリテールの、委員おっしゃるとおりに全国的な知見を活用するということで市長もよくおっしゃっていますので、そのような形でイオンリテール等々の早急になるべく早くそういった連携協定の部署あるということですので、そこそそういった協定に資するような協議を進めていきたいと併せて思っています。

富樫 光七 地元の人たちの知見、もちろん希望も聞く、PPPも大事なのですから、多くはやっぱりあれだけの土地のあれだけの例えば資本を動かさなければならぬようなプロジェクトは、やっぱり大手の人たちを無視してやるというのはすごく何か後先逆になるような気がするもので、その辺しっかりと、やはり基本に忠実にというか、大枠はどうなのかということをもう少しはっきりみんなに示さないと、何か市民の中でも、いつまでたったら、どこまで進んでいるのだという話を最近すごく迷っているという雰囲気の中で私感じるところがあるので、今質問させてもらいました。もう一つは、もしそこまでに、今すぐ早急に決めなければならないなんていう切迫感がないと思うので、そういうのであれば、ジャスコの跡地のあそこはああいうふうに遊ばせておくのだったら、駅前の人たちに駐車場が多分不足していると思いますので、取りあえず開放して使わせてもらおうとか、そういうことをしながら、もう少し落ち着いたところで、足を地につけた中で、駅前はすごく大事な顔になるので、さっきも言うように駅前の人たちだけでなく、山北の人も関川の人も朝日村の人にとっても、やっぱりこれみんな使ってよかったなという形の中で物事を進めてほしいなど、それは私の希望なのですけれども、お願いします。

都市計画課参事 ジャスコ跡地の件につきましては、今現在ですけれども、イベントで2つほど利活用したいと、大規模的なイベントで利活用したいということで御要望もいただいております。6月と10月という形でいただいております。併せて先ほど言いましたような近くに高校がありますし、学生が多く集まるところですので、そういった

ふだん使いでどういった利活用がいいのかとか、そういったことも併せて社会実験で進めていきたいなというふうに考えています。

富樫 光七 最後に一言言わせてください。この間、沖縄行ったときなのですけども、たまたまバス乗り継いで降りたところが、やっぱりジャスコがありまして、そこはただのジャスコでなくて、すごく少子高齢化にも対応したようなショッピングセンターでした。ですから、そこにはバスの、中央、ハブ的な働きをするバスの停留所がありまして、そこから全国、全国ではなくてその地域の中にどこにでも行けるという、そこに待っていれば、ジャスコの中にいれば買物して遊びながら、例えば30分に1回、山北町には何か支所もできるというような、そういうイメージをだから、ジャスコの商業的知見というのを、そういうのを期待しているのですけれども……

河村分科会長 4番委員、ちょっとまとめて質疑。

富樫 光七 そういうことも含めて、もう少し具体的にジャスコの力を借りたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

河村分科会長 答弁よろしいですか。

富樫 光七 いや、お願いします。

都市計画課参事 すみません、先ほど前段の質問でちょっとお答えしていなかったのかなと思ったのですけれども、今後なるべく、来年度に入るとは思いますけれども、具体的に市としてどう進めていくのかというところの部分が確かに見えにくいというのはよく聞いております。そういったことをできれば、できればではなくて、ホームページとかそういったところでそういう進み方をもう少し市民の方が分かるようなことでちょっと考えていきたいなと思っております。

富樫 光七 よろしくをお願いします。

姫路 敏 今のところですけども、これ駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料ということで、前にもそんなようなものでいろいろ絵描くみたいなものを出していたような気がするのですけれども、こうやってやるということそのものは、もう何があってもそこに建物を建てて、もう絵が描かれて、もうそれで構想になると、その作業に2,300万を使って描いてもらうということなのでしょう、これ。

都市計画課参事 先ほどの前段の2つの業務委託というところで、先ほど言いました最初のほうは官民連携の支援業務委託料ということで1,980万円ほど、これ国費を、先導的官民連携支援事業という国費100%の事業で進めていきたいといったところでまずはあります。その内容ですけども、先ほど言いましたように市内事業者の参画促進とか、民間事業者のほうの意向調査、それからあと今後やっていく事業スキームの検討だとかということを進めていきたいといったところであります。

姫路 敏 そういう業務に2,378万というのはすごい金額だなと私は思うわけです。そんなこと、あなたたちのスタッフでできないの。もうみんな投げてしまっている、業者に。これだけでも莫大な金額です。238万円なら分かるけれども。本当地元の業者にアンケート取ったり、聞いてきたりということでしょう、先ほど言った。官民連携のPPPについての勉強会、説明会をいろいろやっていたり、そうやって周知していくということに、こんなことにこんなに予算かけていいのかということです。本当そう思います。私だったらこんなの考えられない。

都市計画課参事 もう一度の説明になりますけれども、先ほど言いましたように全体の2,378万1,000円のうち1,980万国費で100%で行いたいといったところでまずはあります。その内容につきましては、もう一度ちょっと、概要をちょっともう一度の説明になり

ますけれども、市内事業者の参加アップ、促進を得るための先ほど言いました勉強会だとか、あとそれと市内事業者を今後そういうエリアプラットフォーム、例えば金融機関も、もちろんPPPであれば金融機関も入ってもらって進めていかないといいませんし、そういった協議体になるのかどうかは別として、そういったプラットフォーム的なものをつくっていききたいと。あとそれと、民間事業者の意向調査、それから事業スキームの検討、あとそれと資金調達が一番問題になってきますので、先ほど言いました銀行を、金融機関を入れての資金調達の検討とか、様々なそういった業務の中身を入れて国費で行っていききたいといったところです。

姫路 敏 1,980万円国費が充て込まれるのであれば、それ以内でやりなさい。いわゆる予算はこうなっているけれども、決算のときにはその内でできたというふうにして物を考えてもらいたい、どうですか。

都市計画課参事 1,980万円以内で、まずは官民連携の検討業務は進めていききたいといったところ、これはそのように考えております。

姫路 敏 それで、先ほど4番委員からもありましたように、今いろいろなことでやっぱりそこをどうなるのだ、こうなるのだっていろいろワークショップ以外の方からも様々な声いただいているのは現実だと思うのです。したがって、何言いたいかというと、しばらく立ち止まって、これはやる、やってもいいのですけれども、ちょっと立ち止まって、よくよく考えて、地に足ついたような形で物を進めてもらいたいと。やってしまって、建ててしまった、あいやなんて言うよりも、それよりももう少しちょっと立ち止まって、そんな10年も20年も立ち止まったらあほか言われるから、そういうことはできないのですけれども、一、二年少し様子見て、その間ジャスコのところをいただいた土地は、駅前周辺の方々あるいはよそから来た方々のためにもイベントするときにも開放してあげると、こういうふうな使い方ですと当面いったほうが何かいいような気がしますけれども、いかがですか。

都市計画課参事 令和12年の供用ということで公表させてもらっていますけれども、それまでは本当に委員おっしゃいますように、関係者今たくさんいらっしゃいますので、国またはイオンリテールだとか、そういった関係者たくさんいますし、その中で市民の方に分かりやすいようにどう進むのかということも明示していきたいと思ひますし、そこはじっくりやっぱりやるべきだなというふうには考えています。

姫路 敏 分かりました。次、よろしいでしょうか。

(「今の問題に絡んで続けて質問すると悪いですか」と呼ぶ者あり)

河村分科会長 2番委員、まずやる。

姫路 敏 私違うところ行きます。

河村分科会長 いいですか。

(「今の件に関して」と呼ぶ者あり)

河村分科会長 はい。

富樫 光七 さっき聞いたら1,980万円国費でということで、それは安心したのですけれども、ここに例えば2,300万円のほう予算計上されているということは、例えば委託先も見積り取って、ある程度めどがついているから多分予算上がっていると思うのですけれども、その理解でいいですか。

都市計画課参事 そのとおりであります。これまでもPPPの国土交通省のPPPサポーターという方を、そういう制度を活用して、これまでも勉強会してきましたけれども、そういった方からの御意見等もいただきながら予算を計上してあります。

富樫 光七 いや、その国費の中身のひもつき云々というの、私そこまで考えていなかったのですけれども、もしこの2,300万あるいは1,980万国費だからいいという、そういう発想と、もう一つそういうのだったら1,980万円、幾らもらったからといってこのまま多分今委託するとなると、多分中央の大手のメーカーに、メーカーというか、一部上場のような企業の人たちが出てきて、この金額をそっくり多分持っていく予定なのでしょうけれども、そういうのだったら、これ1,980万国費でもらうのだったら、これだけ例えば若い人たちもいっぱいいるわけだから、課長がどうしてもそのプレッシャーを全部背負わなくても、若い人に投げてやって、もっとけんけんがくがくやらせて、そのお金はまとまってもまとまらなくても、この1,980万は全部地元の、ほら、みんなであれではないか……

河村分科会長 4番委員、ちょっとまとめてお願いします。

富樫 光七 地元のそういうデザイン屋さんとか設計屋さんとか、そういうのいっぱいあるわけだから、そういうのを取りまとめて、そこで汗を流すというのはどうでしょうか。

都市計画課参事 確かにそういうことも分かるのですけれども、今回のそういったPPPという、これだけの公共施設だとか民間施設をどうあれだけの大きな規模の中で進めていくかという知見というのは、やはり前にも全協とかで私説明しているのですけれども、なかなかそういった事例が少ない中で、職員の中でも、ではPPPって何という次元のところもたくさんあります。そこは県の、今県のほうでもプラットフォームをつくったり、国のほうでもいろんな御支援がありますので、そこはやはり有効活用をして事業を進めていきたいと、なるべく市の持ち出しがないように進めていきたいといったところの考えであります。

富樫 光七 短くだというので、最後に一言短くまとめます。要はこの1,980万円を地元に着るお金として活用できるところはぜひお願いします。以上です。

姫路 敏 160ページ、日本海沿岸東北自動車道整備経費なのですが、ここでいろいろ協議会委員報酬、普通旅費等々ございます。そこの前に出ましたけれども、山辺里とか朝日方面のほうの朝日のほうからは降りられない、村上とそこをつないでいるだけなのですが、その計画は何かこういうところで審議されますか。インターを上下ともできる。

建設 課長 こちらのほうの、まず推進協議会の委員のほうなのですが、こちらのほうは国から求めがあれば、現在進めている日沿道の工事の進捗に関して委員を構成して話し合う機会が欲しいという国からの求めがあれば、この委員報酬、この予算を使って委員会をまず組織するというもので、これまでも国から求められて予算ありませんという話はちょっとできないので、予算化はしてきました。それとまた別に、今お話のあった村上山辺里インターの部分の、今ハーフですけれども、そのフル化という、そういう話合いなどをする場にならないのかという、そういうお話かと。

(「それはできないかということですよ」と呼ぶ者あり)

建設 課長 それで、そういったものをする場ではないです。ただ、市のほう、あれは活性化インターなので、それで市のほうでインターを造る際に国のほうに連結申請という手続を踏んで、それで今ハーフで現場のほうは出来上がっているのですが、その後フル化を何とかできないかということで過去に国のほうにもちょっと御相談をさせてもらったことがあります。その際に国のほうからは、費用対効果を、要はBバイCがどれだけ取れるの。ハーフで今造ったものを費用対効果上は2.2増えているので、それでハーフで今認められていて、恐らくハーフを造ったときの費用対効果として

考えられる効果数字がもっと上がらないと、ちょっとフル化は現時点では難しいなというふうには考えています。ただ、今周り、胎内のほうはネクスコ区間でもありますけれども、新たにインターが開通したりしていますし、建設課のほうとしまして、市長も含めてですが、そういった今後の日沿道の開通もありますので、そういった状況を見た上でフル化を改めて動き出すというのは考えているところでもあります。

姫路 敏 せっかくなのでフルに乗り降りできたほうがいいかなと思いますし、またそんなこと、採算どうだかなんて言えば、そこつなげた後にどれだけの台数走ののかなんて分からないです、それは。だから、なかなか難しいと思いますけれども、ぜひこれだけやっぱり何とか促進同盟会とかいっぱいありますから、そういうところでそういう声を上げていかれるようにちょっと検討していただきたいと思いますが、副市長さん、どうお思いでしょうか。

副市長 今ほどここの朝日温海道路の事業推進協議会では、そういったフル化の協議をする場ではないというふうな説明でございました。そこはまた別に、やはりいろいろな機会を捉えまして国に対しては村上市といたしましてももちろん要望をしていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

姫路 敏 ありがとうございます。同じところの道路維持管理経費なのですが、荒川地区のほうの松山のところの公道だったところを路線を間違っていたということで直して、それ住宅、住民に買っていただいてやったところ分かりますよね。誰なのかな、荒川の。荒川支所。それ令和7年度の予算で、説明によると令和7年度の予算でその裏側のほうから舗装するということなので、その辺の予算はここに盛り込まれていますか。

荒川支所産業建設課長 まず、土地に関しては以前購入させていただいております。ただそのときに、測量がまだせずに、1筆丸ごと購入したということで、令和7年度予算で測量するという形で、周りととの境を出すという形にしております。その境を出すことによって、はっきりと民地と市有地ということがはっきり分かりますので、その後道路として舗装なりきちんとしたような格好で対応するという形で今現在考えております。

姫路 敏 その予算は、全部そこに入っているということでいいのですか。

荒川支所産業建設課長 舗装等、土地の道路としての補修に関しましては面積的にも少ないので、現在の路面修繕という形で、修繕等で対応できるかというふうに考えております。

姫路 敏 その予算の中に入っているということでよろしいのですか。

荒川支所産業建設課長 修繕費の中で対応するという形で、予算的に入っているということでよろしいと思います。

姫路 敏 よろしくをお願いします。もう何年越しなので、そこら辺をちょっとお願いします。162ページの除雪対策経費なのですが、これは保険料45万1,000円ってございますが、この除雪対策経費の中の保険料というのは全部、村上市中全部行政が行う、いわゆるブルというのか、その保険ですか。全額、全部ですか、これ45万1,000円。

管理室長 そのとおりです。保有している88台分の保険料になります。

姫路 敏 除雪するところは、市道あるいは市の土地の部分と、もう一つは私道お願いしてもらって行政でやっているところ、この私道についてみても除雪をするということになれば、それは全部その保険の内に入っていますか。

建設課長 先ほど管理室長のほうから保険料のお話をさせていただきましたが、こちらの保険料

は自賠責分、保有車両分の自賠責保険料になります。それで、市のほうで機械貸与、あとは業者さんが持っている機械を含めて委託するようなものについては、それぞれ除雪の業者さんのほうで損害賠償なりのそういった保険に加入しているというものになります。

姫路 敏 作業等の損害保険というのは、その運転なさっている業者さんが個々に全部入っているということの理解でよろしいですか。

建設 課長 はい、そのとおりであります。

姫路 敏 それで、私道のところも行政からお願いしてやってくれということで、それはやった分についてみればそれなりの報酬対価を払っているのだろうし、私道のところでの、例えば舗装が割れたとか、穴が空いたとか、除雪車重いですから、それとあと側溝のほうの蓋が壊れたとか、こういったところになったときに、私道ですから、もちろん市では、市のものであれば市が対応しますけれども、私道ですから、あなたたち直してくれと、こういうことになった場合、これはできないと。そうすれば、除雪で行われているところの除雪業者さんに保険で直してもらおうというようなことを行政側からやっぱり指導するなりなんなりしてもらいたいと思いますが、そういうことは可能なのですか。

建設 課長 除雪で直接的に発生したものであれば、業者さんのほうに対応するようにお話はいたします。ただ、併せてそういった困っている方が、住民の方たちがいらっしゃいますが、場所が私道ということなので、今例えば委員のほうから舗装がというお話がありましたが、舗装を例に挙げますと、今入っている機械自体が舗装が耐えられるものなのか。例えば除雪車である程度トン数がありますから、舗装の厚さが薄ければ当然舗装の損傷も発生してまいりますので、今後除雪を続けていくためにどういうふうなやり方をすればいいか、そういったものをまた私道の所有者の方であったり、利用する方々と御相談させてもらって話し合いをするべきだなと、そこまで市のほうではしなければならぬのかなというふうに考えております。

姫路 敏 やっぱり市民への負担という部分です。市民への負担。そこに家建てて、固定資産税も払って、そこで生活しているわけだ。ところが、周り見れば、車なんかそこ通っていないです。車通っていないところもあるのです。歩いて渡っているようなところ。その方々に舗装がへこんだから直せって、どう考えても、見れば除雪車だ。そんなところまで住民に直せなんていうようなのはちょっとおかしいなとは思っています。そうやって考えてみれば、やっぱり業者さんにそれを、除雪のときにはやっぱりそういうところのリスクはある。除雪やっている限り、それだけのものをもっているのだもの。そのリスクに耐えられないのであれば除雪の作業をやめればいいし、そういうリスクあります、除雪していれば。そういうところでやっぱり行政側からそういうのはしっかり住民のところを保険で直しなさいと、直してくれというぐらいの行政にやっぱり指導してもらわないと困ると思うのです、除雪作業に当たっては。どう思いますか、この辺。

建設 課長 今委員のほうからリスクというお話がありましたが、リスクはないほうにこしたことはありませんので、リスクを背負ってまで除雪ができなくなっても困りますので、対応してくれる業者さんがまずいるのか、そして併せて今ドーザなりローダで除雪をしてリスクが発生するおそれがあるのであれば、例えば小型のロータリーですとかハンドガイドですとか違う方法に切り替えたりだとか、そういうものも併せて考えながら私道の除雪を進めるべきだろうというふうに考えております。

姫路 敏 リスクというのは、運転していればリスクはある。人もひく可能性もあるし、分からないです。だから、自賠責で45万も払っているのでしょう。自賠責というのは、普通の運転の中での事故があった場合の保険料をあなたたちは払っているわけだ。同じことです。物を動かせばリスクってある。それをリスクは低ければいい、高ければ嫌だ、それは当たり前ですけれども、そのリスクを避けて通られないということなのです。だから、そのリスクを背負ってまでやる業者があるだろうかって、あるに決まっているではないですか。その分の対価払っているのだもの。何だってそうです。建築物やるのに、上から人間落ちて死んだらどうするなんてリスクある。でも、その仕事を請け負った限りはちゃんとしなければならない。だから、私の言いたいのは、私道であってもやっぱり除雪してもらわないと、そこで生活ができなくなるわけですね。それをやった後に雪が解けて、今頃になってみたらその辺ぼこぼこ穴空いているだの何だのってなってきた、それは私も知りません、行政の道ではないです、あなたたち直しなさいでは困るということなのです。保険のリスクだのということまで言うのであれば、行政の資金の中で直せばいいし、その業者さんの保険を使ってまで直させたくないのであれば行政として直せばいいしということなのですけれども、どう思いますか、建設課長。

建設 課長 除雪業務において直接起因したものについては、それは業者さんのほうで保険に入っています。それに対応してくださいというお話はさせていただきます。

姫路 敏 直接ではない、私道だから直接ではないと、お願いされてやっているのだと、お願いされてやっても、その業者に支払うのは行政からの支払いである。そうでしょう。除雪、そこは行政で払っているのでしょう。

建設 課長 除雪の費用の中で、そういった諸経費についても含んで契約をしております。

姫路 敏 そうすれば、それを請け負った業者さんにはそれなりの保険が用意されているわけですから、それはやっぱり執行するということをお願いするしかないと思うのです、いろんな意味で。そういうことですから、この話は副市長、どのようにお考え捉えられますか。

副 市 長 私道の除雪は、除排雪委託料でしているということでございまして、その除雪に起因する損害の場合につきましては、業者さんが損害保険に加入して、そこでの保険対応ということでございますので、しかるべきそういった業者への行政からのお願いというか、指導といったらいいのか、そういったことは言えると思いますので、それは当然だと思います。

姫路 敏 そういうふうな形でよろしく業者さんのほうにも指導してやってもらいたいと、こういうふうに思います。それと、ドーザの8トンドーザとかのリースの件、先ほど説明ございましたけれども、あれ買取りで7割も8割も払うなら新車を買ったほうがいい、それも過疎債使って買ったほうがいいみたいに行くのは当たり前ですけれども、これ再リース契約というのは、そういったようなのはドーザの場合あるのかちょっと分からないですけれども、事務機器コピーとか、コピー機なんていうのはリース期間終わると再リースで契約したりもしますけれども、そういったものはないのですか。

建設 課長 再リースだとかはあります。あれがちょうどコロナ禍ではないですね。コロナ禍ではなくて、今の……令和4年ぐらいだったと思いますが、その際も半導体不足の件がありまして納入が遅れて、そのために除雪期間に納車が間に合わないということで、それで再リースをさせていただいたときがありました。

姫路 敏 特別な要因ではないと思うのです、再リースというのは。どこにでも聞きます、再リース。いわゆる今まで新車で、例えば新しく1,000万円であると、それが5年でやれば業者が、例えば車であれば1,000万円であります。そうすれば、5年後に私どもで買取りが300万円で買い取りますと、そうですかと、そうすれば700万円を5年の間に払ってくれとかいうような、大体リースってそんな感じなのです。残ったら本来であれば300万円払って、それ買い取ることでできるのですけれども、今の話だとそうではないみたいなので、それだと困るので、残った金額に対して再度リース組んで、それがぐっと安くなる。年間のもう10分の1ぐらい、10分の1とか、本当に1か月で1年分なんていうものもあるし、そういうところの再リースもひとつ聞いてみて考えて検討してもいいのではないですか。今何か聞くと、そんな検討していないみたいな雰囲気の話だったので、どうですか、それ。

建設 課長 今確かなことはちょっとお答えするのが難しいのですけれども、たしかその際、前に再リースした際にも非常に金額が高くて、もとの5年間の再リースのときとリース金額がほぼ変わらない金額だったというふうに記憶しています。そして、また除雪車両が非常に特殊な装置がついているものなので、リース会社のほうでリース期間が終わるもっと前に売却先ですとか次の利用の方法の検討にもう入っていて、非常に早いうちからリース会社さんのほうに買取りだとか再リースの意思を示さなければならない、そんな事情がたしかあったように記憶はしております。

姫路 敏 分かりました。産業用の機械なので、恐らく普通の車みたいな雰囲気ではないのだなということで分かりました。リース会社のものなので、当然市のほうでどうだこうだしてくれなんていったって、リース会社がその話に乗らなければそれで終わってしまうので、それは分かりました。もう一つ、中川原は歳入のときに聞いているので、それでいいです。ちょっと待ってください。それでは、最後に1つなのですけれども、166ページの説明の2番、歴史的風致維持向上計画推進経費ということで2,800万ほど載っております。これそこに住まれている方へのPRというか、周知というか、そんなのもそこの中に入ってくるのだらうとは思いますが、なかなか瀬波地区の場合、瀬波の町並みもそこに入っているのでしょうか、何か意識が足りないというか、私のせいもあるかもしれない。区長さんもいろいろあまりのっていないみたいなおところありまして、それはもう周知とかそういうことはできないものですか、もう少し住民に対しての。

都市計画課長 瀬波地区につきましては、歴史的風致維持向上計画のPRというよりも、景観計画のほうで建物の外観の修景とか瀬波のおうちでも何件かやっていますし、PRのほうはそっちのほうをPRはしておるつもりでありますけれども、例えば木ノ瀬酒屋さんとか、永田さんの酒屋さんの建物とか、景観計画の中で景観補助金で改修をされて、景観をきれいにすることで協力をいただいている事例は何個もございます。そちらのほうでの御協力はしてもらっているかと思いますが。

姫路 敏 何かまちそのものが、自分も住んでいてあれですけども、まちそのものが意識がない。知っている人は、そういうのを使ってあれですけども、ここはこういう道でこうなのだというPR活動というのですか、啓蒙というのですか。北前船もあるので、それとも同時進行でもあるのでしょうか、ほかのところは物すごく集落挙げていろんなことで取り組んでいると思うのですけれども、その辺いかなものかなと思うのですけれども。

都市計画課長 今おっしゃったとおり、北前船で今非常に脚光を浴びているところでもありますし、

瀬波祭り等とも絡めて、まち協さんとかとも連携を取りながら、うちのほうでできるPRもちょっともう少し、一応市報とかでPRはしていますけれども、ちょっと足りないということであれば、今後もう少し皆さんに意識づけをできるような方法を考えていきたいと思います。

姫路 敏 意識もそうだろうし、区長さん方々の意識もそうなのだろうけれども、簡単に言えばよその人が歩いていないの。やっぱり象徴的になってくるのは、よその人がリュックサック担いで歩いて見て回るとか、全くそういうのはない。どうすればいいのかなと思って、そういうふうなところ、委員さん方々とせっかくですからよくよく考えて進めてもらいたいなと、こういうふうに思いますが、よろしくお願いします。答弁要りません。

富樫 光七 逆戻りして悪いのですけれども、160ページのさっきの日沿道の話のときの2番委員の質問に対して副市長が、この期成同盟会云々というのは、そういう要望とか云々の発言する場所ではないというたしか返答があったと思いますけれども、私逆に思ったのですけれども、今まだみどりの里からあっちのほうには工事は、まだ先が読めないので工事これから進むのですけれども、その間において例えば上下のインターの取付けを造るとか、あるいはインターとして新たに増設するというか、新設するというような要望を今の時期になって何か発言する場所というのはあるものでしょうか。

建設 課長 既に日沿道は、たしか都市計画決定も取っておりますし、併せて路線の設計も終わっておりますして、インターの取付け場所についても全ての決定をしております。なので、この段階で新たに追加のインターをとというのは現時点では難しいものと考えております。

富樫 光七 一応確認でした。ありがとうございます。

小杉 武仁 除雪対策費なのですけれども、これ委託料3億円ですが、これ待機料ありますよね。待機料。待機料も含んでという理解でいいのですよね。

建設 課長 12月分の固定費と待機料、そして稼働費、そういったものが含まれています。

小杉 武仁 その待機料の積算方法というのは、例えば何人で何日分という積算なのか、そこだけちょっと教えてもらっていいですか。

(「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり)

小杉 武仁 出ない。状況違うから、毎年。でも、何か根拠があってそれ、ここ数字出ているはずなので、ちょっとそれだけ教えてもらっていいですか。

建設 課長 ちょっと今分かる範囲でのお答えになりますが、待機保証料というものになりました。監督員の指示により待機、機械が不稼働となった場合……

(「もう一回。ごめんなさい。もう一回」と呼ぶ者あり)

建設 課長 待機保証料とありますが、監督員の指示により待機、機械が不稼働となった場合、待機指示区分ごとに回数により計上するということになっておりまして、待機単価に対して待機指示が出たが不稼働となった回数、それを掛けて待機保証料のほうをお支払いするということになりますが、この待機単価の部分の分解した資料がちょっとなくて、そこまでちょっとすみませんが、今お答えできないのですが。

小杉 武仁 またちょっとその部分については個別に伺って教えていただきたいと思いますけれども、不稼働、要は待機になって不稼働になった場合、その人たちが例えば別なことができるのかできないのか、要は雪が降っていないのに待機するわけですよね。雪が降っていないから待機するのだけれども、そのときに例えば草刈りをするだと

かなんとかということによって別な仕事にこの待機料を使って市にとってプラスになることができないのかどうかということなのです。それ事業者の方も実はおっしゃっていて、もったいない、もったいないというお話聞くわけです。何かそういう方法で検討できないのかなと思って。

建設 課長

まず、待機保証料、先ほどもお話ししましたとおり、待機指示が出るのですが、待機指示が出ても結局出なかったという場合に支払われるので、除雪作業に出れば、今度稼働費なりでお支払いすることにまずなるのです。そして、待機指示をどのタイミングで出すかという、前日の夕方4時に気象庁の気象情報がありまして、村上は海側と平野部、山側、3区分に分かれていて、そこでうちの除雪の出動基準に達しているようであれば待機をお願いしますという形になるものがこの待機料になってまいりますし、今回、当初予算で3億円しか組んでおりませんが、この後、除雪費用として、当然まだ1月、2月、3月と必要になってまいりますので、その分をその時点でよそに、そういう考え方はちょっと建設課としては考えておりません。

小杉 武仁

了解。分かりました。除雪の待機に関しては、当然事業者の皆さんとも意見を交わす場というのが課長はあるでしょうし、どういうやり方が、今のように待機しなければならない状態なので待機、そうなるのだけれども、いろいろお話を聞くと果たして本当にこのままでいいのかなという議論もしたほうがいいのではないかなって思うぐらいの考え方されている方もいるのです。そんな話も恐らく意見交換の中で出ているのかどうか分かりませんが、ちょっとこの除雪費、当然足りなくて毎年補正、補正でやっていくわけですが、ちょっともったいない部分、市のためにプラスになるような除雪の仕組みというのが今果たして確立されているのかなというような疑問もあるので、ちょっとその辺もまた私も勉強も含めて、課長に教えていただきたいと思います。

建設 課長

この待機保証料の関係も含めてですけれども、基本県のほうの制度を準用しているような形になっておりまして、現在建設業者、除雪担い手の方の不足もあって、県で除雪オペレーターの担い手協議会というものを組織して、その場でこういった待機保証料ですとかそういったものについてもたしか課題として挙がっていたように思いますので、これは私ども、県、そして国、除雪を担っている業者さん、業界の方々も含めての話し合いをして整理する課題だというふうに思っておりますので、また今後この担い手協議会、この村上単位でもありますので、そういった場でもちょっと課題としてお話を機会があればお話ができるのかなと思いますので、ちょっとまた詳しいところは教えていただければというふうに思います。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

姫路 敏 昨日、農林水産課のほうの質疑等の中で、一般会計なのですが、昨年来、ヒ素の話

が出て以来、何度か農水のほうにも行ったり来たり私もしながら、何とか予算立てをして早めに撤去してくれということを言っていたのですが、予算書に全く載っていなかったの、びっくりして私は一般質問に切り替えて市長とのやり取りもしました。今のままだと私もこれは賛同できない旨も言いましたし、何とか物がと素なので、やっぱり住民感情も合わせれば早く対処してもらいたいということで、副市長のほうにお願いして、どういう状況なのだろうということで、担当課からは補正組んでなるべく早くやらなければならないというようなことを言っておりましたので、その旨を副市長のほうにも確認して、そしたらそれはそうだということで、また市長の答弁の、一般質問の答弁のときも、勘違いもあると、人間ですからということで、私もそれは了承しましたし、そういう意味でいうとぜひそういうふうな早めに、物が物だけあって対処してもらいたいと、こういうふうに思っていますけれども、委員の皆さん、どうでしょうか。副委員長、どうでしょうか、同じ瀬波に住んでいるもの。

小杉 武仁 御指名いただいたので私のほうから。もっともだと思います。閉会中事務調査でも船だまりのほうには行っておりますし、汚泥の状況も含めて理解はしています。できるだけ早く、今回補正ということですので、速やかに執行できるような形、議会としても考えていかなければならないというふうに思います。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議の後、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第6号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（河村幸雄君）閉会を宣する。

(午後 3時03分)